

解体・改修・補修工事での石綿飛散防止対策に係る指導について

大阪府環境管理室事業所指導課

1. 主な石綿関連業務（根拠法令 法：大気汚染防止法、条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例）

□届出された工事の立入検査、敷地境界における大気中の石綿測定

- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等の立入検査（法）
- ・石綿含有成形板の使用面積 1000 m²以上の除去等の立入検査（条例）

□建設リサイクル法届出情報に基づく解体工事現場の立入検査

- ・事前調査を実施済みか
- ・事前調査結果を書面にして発注者に交付・説明済みか
- ・事前調査結果書面を現場に備え付け、閲覧に供するか
- ・事前調査結果の掲示板（石綿含有建材がある場合は作業内容も）を設置済みか
- ・石綿含有建材がある場合は、作業の基準に従って除去が行われるか
- ・事前調査に漏れはないか

□解体工事現場のパトロール

- ・府内市町村との一斉パトロール（6月、12月 石綿（アスベスト）飛散防止推進月間）
- ・その他、解体現場のパトロール

平成 27 年 11 月から平成 28 年 10 月における大阪府の石綿関連届出・立入件数

	大防法 届出件数	条例 届出件数	大防法の 届出に基 づく立入延 件数	条例の届 出に基づく 立入延件 数	一斉パトロ ール件数	建設リサイ クル法に基 づく立入検 査件数
大阪府	97	17	134	94	69	316

平成 27 年度（平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月）の府全域石綿関連届出・立入件数

	大防法 届出件数	条例 届出件数	大防法の 届出に基 づく立入延 件数	条例の届 出に基づく 立入延件 数	パトロール 件数（建設 リサイクル 含む）
府域	604	130	650	221	2,749

2. パトロール等により判明した不適正事例について

(1) 届出対象の解体工事で事前調査が不十分（吹付け材を分析していなかった）事例

- ・建築物の解体に伴う苦情が、周辺住民から府にはいる
- ・天井板をはずした状態だが、吹付け材があると元請から府に報告
- ・すぐに府と労働基準監督署で合同立入
- ・天井板がすべてはずされた状態で、天井裏（デッキ）、柱に吹付け材を確認（**未調査、石綿含有の有無不明**）⇒分析の結果、青石綿（クロシドライト）含有が判明
- ・テレビ、新聞報道がされるなど、社会的反響が大きい
- ・後日、書類送検（労基）

現場写真



⇒事前調査を十分に実施する。事前調査が十分にできない箇所（壁の裏や点検口から目視できない部分）については、内装バラシを開始して石綿らしき物を見つけたら工事をストップする。（いったん止まって、対策を考える。行政に相談する。）

(2) 窓口での届出関連指導の事例

□特定粉じん排出等作業の届出の事例

- ・届出者が発注者でなく、受注者となっていた
- ・届出日から作業開始までの間の日数がぎりぎり 14 日しかなかった



届出の要件を満たしていないため受付できず、工期の変更を余儀なくされた。

⇒石綿除去工事の予定がある場合は 14 日前ではなく、届出書の作成前にあらかじめ行政機関に相談（事前相談）するようお願いします。

今後も、解体工事時の事前届出と石綿飛散防止対策の実施についての周知にご協力をよろしくお願いします